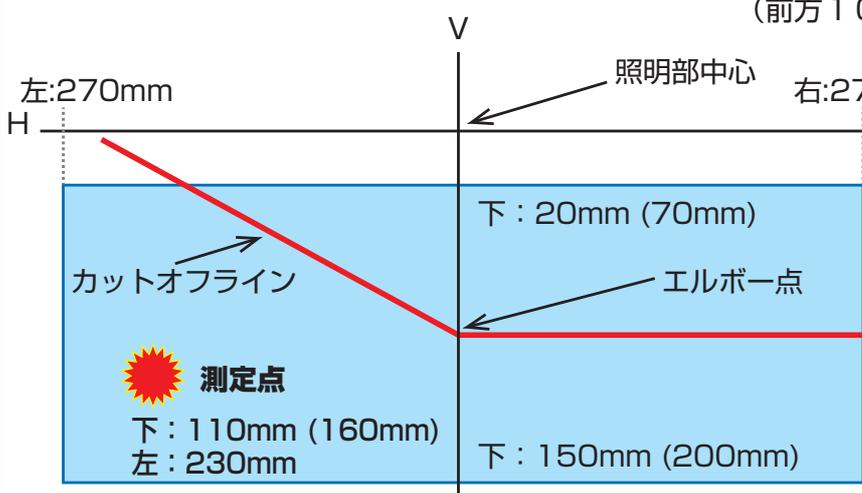


# ヘッドライトテスターを使用した 前照灯検査(ロービーム車検)について

平成10年(1998年)9月1日以降に製作された車両(二輪車等を除く)は原則として、  
すれ違い用前照灯(ロービーム)による検査(車検)が実施されます。

※平成10年(1998年)8月31日以前に製作された車両は、従来通り走行用前照灯(ハイビーム)による検査(車検)となります。

**ロービーム  
すれ違い用前照灯**



左:270mm 右:270mm  
照明部中心  
下:20mm(70mm)  
エルボ一点  
測定点  
下:110mm(160mm) 左:230mm  
下:150mm(200mm)

**平成10年(1998年)9月1日以降に製作された車両**

カットオフを有するすれ違い用前照灯の判定値  
(前方10mの位置におけるエルボ一点の位置)

カットオフライン(光の明部と暗部を分ける線)を有するすれ違い用前照灯の場合、

- エルボ一点が規定の範囲内(四角内)にあること。
- 測定点における光度が1灯につき**6,400cd**以上であること。

注意:(mm)は照明部の中心の高さが1mを超える場合。参考:カットオフラインの標準位置は下100mm。

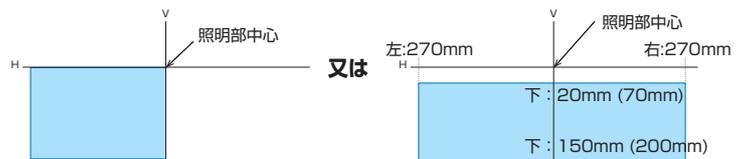
## 補足: カットオフラインが確認できない 自動車などのロービーム計測について

平成10年(1998年)9月1日以降に製作された自動車で、カットオフラインが確認できない自動車などに対応するため、令和6年(2024年)8月1日から、最高光度点の位置によるロービーム計測方法の見直しが行われました。

※当ロービーム測定方法は対応策であり、基本は「カットオフを有するすれ違い用前照灯(ロービーム)」での前照灯検査を前提にご対応下さい。

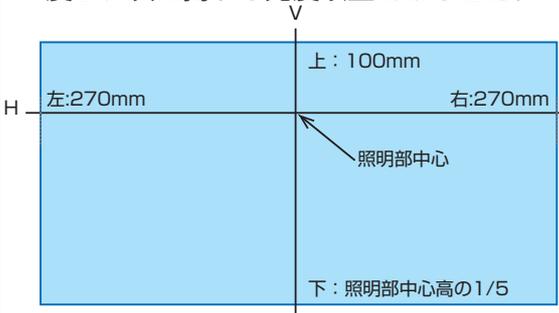
① 対象となる自動車: カットオフラインが確認できないすれ違い用前照灯(レンズの表面にくもりがないものに限る)を備える自動車。

② 計測値の判定: ・最高光度点の位置: 次のいずれかの範囲内にあること。  
・最高光度点における光度: 1灯につき6,400cd以上であること。



**ハイビーム  
走行用前照灯**

最高光度点が、規定の範囲内(四角内)にあり、走行用前照灯の最高光度点における光度が、次に掲げる光度以上であること。



上:100mm  
左:270mm 右:270mm  
照明部中心  
下:照明部中心高の1/5

走行用前照灯の判定値  
(前方10mの位置における最高光度点の位置)

**平成10年(1998年)8月31日以前に製作された車両**

- 四灯式以外で、すれ違い用前照灯(ロービーム)が同時に点灯しない構造のものは、1灯につき**15,000 cd**以上。
- 四灯式以外で、すれ違い用前照灯(ロービーム)が同時に点灯する構造のものは、1灯につき**12,000 cd**以上。  
12,000 cdに満たない場合は同時に点灯する、すれ違い用前照灯(ロービーム)との光度の和が**15,000 cd**以上でもよい。
- 四灯式のもの、主走行ビーム(ハイビーム)の光度が1灯につき**12,000 cd**以上、又は他の走行用前照灯との光度の和が**15,000 cd**以上。
- 走行用前照灯(ハイビーム)の最高光度の合計は、**430,000 cd**を超えないこと。

参考資料・引用:国土交通省・自動車技術総合機構・軽自動車検査協会 公開資料より。

※各地域ブロック・また車検審査時の判断により上記内容が適用されない場合があります。※令和6年(2024年)8月時点の法規を基に掲載しております。